

井 原 市 立 高 校
自 動 販 売 機
設 置 事 業 者 募 集 要 項

井原市立高校

1 募集物件

募集物件は下記のとおりです。

物件 番号	種類	設置場所	設置可能寸法			台数
			幅	奥行	高さ	
1	清涼飲料	校舎1階屋外	1.2m	1.0m	1.9m	1

※設置場所の詳細は、別図のとおり。

2 応募資格要件

次の要件を満たす法人又は個人に限り、応募することができます。

- (1) 本市内に飲料水販売の店舗、営業所等を有する者
- (2) 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、該当する許認可等の免許を有していること。
- (3) 次に掲げる事項のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 成年被後見人
 - イ 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされている同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者
 - ウ 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
 - エ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
 - オ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
 - カ 破産者で復権を得ない者
- (4) 井原市において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当し、一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（昭和22年法律第77号）第2条第2号から第4号まで又は第6号の規定に該当しない者であること。
- (6) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体に該当しない者であること。
- (7) 市税等の滞納がない者

3 設置条件等

(1) 使用料等

ア 設置事業者の許可方法

地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4及び井原市財務規則（昭和39年井原市規則第8号）第194条の規定に基づく行政財産の使用許可（以下「使用許可」という。）により設置していただきます。

イ 使用許可期限

使用許可の期間は、許可を受けた期日から令和7年3月31日までとし、期間満了の都度更新することとします。（使用許可期間は、当初使用許可から最長で5年間更新により使用を許可します。）

ウ 使用料等

1㎡当たり月額1,170円（基本使用料）に占有面積を乗じて算出した額（1円未満の端数は切り捨て）を月額使用料とします。

月額使用料に、許可当初に許可した月数を乗じて算出した額を全額納付していただきます。

※固定資産の評価替えの年には、基本使用料の見直しを行います。

また、自動販売機で使用する光熱水費は、子メーターにより確認のうえ別途負担していただきます。

エ その他必要経費等

自動販売機の設置及び撤去に要した工事費、移転費等一切の費用は、設置事業者の負担とします。

(2) 使用上の制限

ア 使用許可の条件を遵守すること。

イ 使用期間中に、販売についての許認可等の取消しを受けていないこと。

ウ 販売価格は、標準小売価格より可能な限り安価に設定すること。

(3) 維持管理責任

ア 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置事業者が行うこと。

また、常に商品の賞味期限等に注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。

イ 設置事業者は、販売する飲料の容器（缶、ペットボトル等）の種類に応じた使用済容器の回収ボックスを設置するとともに、設置事業者の責任で適切に回収・リサイクルを行うこと。

ウ 設置事業者は、設置した自動販売機の本体及び付属品が第三者により毀損された場合において、一切の補償を井原市に請求することはできない。

エ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等の遵守及び徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は、遅滞なく手続等を行うこと。

オ 自動販売機を設置するに当たっては、据付面を十分に確認したうえで安全性を考慮して設置すること。

カ 自動販売機の故障、問い合わせ及び苦情については、設置事業者の責任において迅速に対応すること。また、自動販売機に故障時当の連絡先を明記すること。

(4) 使用許可の取消及び変更

市が許可物件を公用若しくは公共用に供するため必要とするとき、又は許可の条件に違反する行為があると認めるときは、使用許可の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することがあります。

(5) 原状回復

設置事業者は、許可期間が満了又は許可を取り消された場合は、速やかに原状回復してください。なお、原状回復に要する費用は、設置事業者の負担とし、設置事業者は一切の補償を井原市に請求することができません。

4 応募申込手続き

(1) 申込受付期間

令和6年6月17日（月）～7月16日（火）

午前8時30分～午後5時15分

（土・日曜日、祝日を除く。）

(2) 申込受付場所

井原市井原町 1151 番地

井原市立高校事務室

(3) 申込みに必要な書類（各1部）

ア 井原市立高校自動販売機設置応募申込書（様式第1号）

イ 誓約書（様式第2号）

ウ 下記事項に係る提案書（A4判用紙による）

① 自動販売機の仕様について（カタログの添付を含む。）

② 自動販売機の管理について

③ バリアフリーについて

④ 環境への配慮について

⑤ 市及び職員の負担軽減について

⑥ 販売価格について

⑦ セールスポイントについて

(4) 申込の方法等

申込受付期間内に、上記書類を揃えて、井原市立高校まで提出してください。

なお、郵送、FAX又は電子メールによる受付はいたしません。

5 設置事業者の決定

設置事業者の決定は、市立高校の審査会において提案内容を審査のうえ行い、設置決定事業者のみに通知を行います。

6 使用許可の手続き

設置事業者に決定した者は、市が指定する期日までに、行政財産目的外使用許可申請書を市立高校に提出してください。

《行政財産目的外使用許可申請提出書類》

- ① 行政財産目的外使用許可申請書（井原市指定様式）
- ② 設置場所の図面
- ③ 設置する自動販売機のカタログ（寸法、消費電力がわかるもの）

7 設置事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、設置事業者としての決定を取り消します。

- ① 正当な理由がなく、市が指定する期日までに使用許可申請を行わなかった場合
- ② 設置事業者が応募者の資格を失った場合
- ③ 著しく社会的信用を損なう等により市庁舎への設置事業者としてふさわしくないと市が判断した場合

8 その他

- (1) 使用許可の手続きに係る一切の費用については、設置事業者の負担となります。
- (2) 設置事業者に決定した者は、市が指定する期日までに、自動販売機の設置を完了してください。
- (3) 設置箇所の環境等については、下記のとおりですが、事前に確認のうえ、応募してください。

種 類	給水機能	排水機能
物件番号1	な し	な し

【募集に関する問い合わせ先】

井原市井原町 1151 番地
井原市立高校事務室 原田
TEL 0866-62-1205
FAX 0866-62-1233
E-mail/
ibaraichiko@edu.city.ibara
.okayama.jp

様式第 1 号

井原市立高校自動販売機設置応募申込書

令和 年 月 日

井原市長 殿

住 所

井原市 町 番地

氏名又は法人名（代表者名）

（事務担当者）

氏 名

電 話 （ ） ー

井原市立高校自動販売機設置事業者募集について、募集要項の各条項を承知のうえ、下記のとおり申し込みます。

記

1 応募内容

物件番号	設 置 内 容
1	

※設置内容については、缶、ビン、ペットボトル、紙コップ等取扱種類を記入すること。

2 添付書類

- (1) 誓約書（様式第 2 号）
- (2) 提案書（カタログを含む。）

様式第2号

誓 約 書

私は、井原市が実施する井原市立高校自動販売機設置事業者の応募の申込みに当たり、次の事項を誓約します。

記

- 1 応募申込書の提出に際し、井原市立高校自動販売機設置事業者募集要項について、十分理解し、承知のうえで申し込み、参加します。
- 2 井原市立高校自動販売機設置事業者募集要項の「2 応募資格要件」に定める必要な資格を有し、かつ、要件を満たしています。

令和 年 月 日

井 原 市 長 殿

住 所

井原市

町

番地

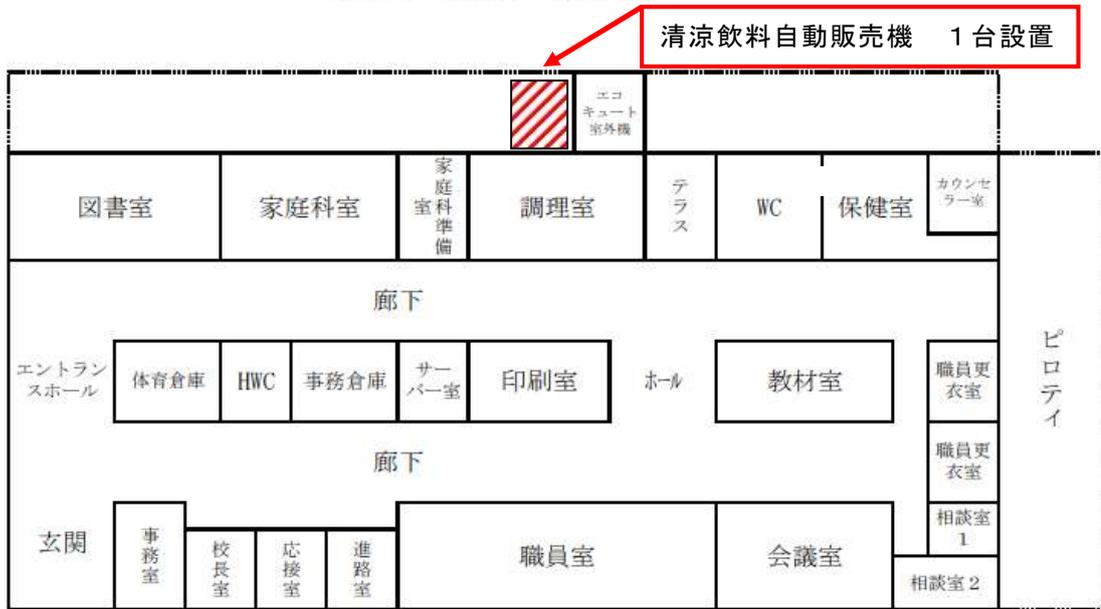
氏名又は法人名（代表者）

印

(設置場所図)

物件番号 1

井原市立高校 1 階平面図



令和 年 月 日

各 応 募 者 殿

井原市長 大 舌 勲
(市立高校扱い)

井原市立高校自動販売機設置の提案について

このことについて、下記により提案いただきますようお願いいたします。

記

- 1 件 名 ① 自動販売機設置提案競技（清涼飲料部門） 設置箇所：1階屋外
- 2 設置場所 井原市立高校（別紙図面）
- 3 提案締切日 令和6年7月16日（火）
- 4 設置の基本条件
 - ① 市内に店舗、営業所等を有する者
 - ② 機器のサイズは清涼飲料部門：幅1.2m×奥行1.0m×高さ1.9m以内
 - ③ 設置機器に係る行政財産使用料は、1㎡当たり月額1,170円とし、年度始めに年度分を全納付することとします。
 - ④ 機器設置に係る光熱水費は、設置者の実費相当額負担とします。
 - ⑤ 許可期間は、許可の日から令和7年3月31日までとし、以後、年度ごとに許可します。
- 5 提案に係る評価項目等
 - ① 自動販売機の仕様について
 - ② 自動販売機の管理について
 - ③ バリアフリーについて
 - ④ 環境への配慮について
 - ⑤ 市及び職員の負担軽減について
 - ⑥ 販売価格について
 - ⑦ セールスポイント
- 6 提案方式
 - ① 上記5の①から⑦の項目において、簡潔明瞭にA4サイズの用紙に記載し、提出してください。
 - ② 設置予定機器のカタログを添付してください。（必要部分のみ）
- 7 設置者決定 市の審査会を経て設置者の決定を行い、設置決定者のみに通知を行います。